

平成26年度政策評価書について

- 「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき、政策評価を実施。
- 政策評価は、自らその政策の効果を把握・分析し、評価を行うことにより、次の企画立案や実施に役立てるもの。

1 主要な政策に係る評価

総務省の行う政策を19の主要な政策に整理し、平成25年度に実施した主要な政策の達成状況について評価又はモニタリングを実施。(19件(評価6件、モニタリング13件))

2 事前事業評価

平成27年度予算概算要求を行う事業のうち、予定総事業費が10億円以上と見込まれる研究開発について評価を実施。(5件)

3 事後事業評価

行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)第9条の規定に基づき事前評価の実施が義務づけられた政策(研究開発等に限る。)のうち、平成25年度までに終了したものについて評価を実施。また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」(平成17年6月21日閣議決定)に基づき、成果重視事業について実施状況調書を作成。(7件)

4 租税特別措置等に係る評価

平成27年度税制改正要望を行う法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等について事前評価を実施。また、法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等のうち、事前評価をこれまで実施していないもの及び期限の定めのないものについて、事後評価を実施。(9件)

- 上記4つについて、必要性、有効性等の観点から自ら政策評価を実施し、平成27年度予算概算要求等へ反映。